

委 託 契 約 書 (案)

- | | | |
|---|-----------|--------------------------------------|
| 1 | 委託業務の名称 | 岩手県議会議員会館給食業務委託 |
| 2 | 委託期間 | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで |
| 3 | 委託業務の実施場所 | 盛岡市内丸7番10号 岩手県議会議員会館 |
| 4 | 委託料 | 金〇〇円 (うち消費税及び地方消費税額〇〇円) |
| 5 | 契約保証金 | ≪契約金額の100分の5以上の額とする。ただし、免除とする場合がある。≫ |

岩手県 (以下「発注者」という。) と〇〇〇〇 (以下「受託者」という。) とは、上記の業務を受託者に委託することについて、次のとおり契約を締結する。

(総 則)

第1条 受託者は、発注者から委託を受けた業務 (以下「委託業務」という。) を契約書の条項及び仕様書に基づき、誠実に履行するものとする。

(実施に関する指示)

第2条 発注者は、受託者に対して委託業務の実施に関し、必要な事項を指示することがある。

- 2 受託者は、委託業務の実施に関し、必要があると認める場合は、発注者の指示を受けるものとする。

(委託業務の内容の変更、中止等)

第3条 発注者は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、若しくはこれを一時中止することができる。

- 2 前項の場合において、委託料又は委託期間を変更するときは、発注者、受託者協議して書面により定めるものとする。

(完了報告及び確認)

第4条 受託者は、毎日の業務が完了した都度、給食業務日計表 (様式1) を発注者に提出しなければならない。

- 2 受託者は、各月の委託業務が完了したときは、遅滞なく業務完了報告書を発注者に提出しなければならない。
- 3 発注者は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に業務の完了の確認のための検査を行わなければならない。
- 4 受託者は、前項の検査の結果、不合格となり補正を命じられたときは、遅延なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。この場合においては補正後の完了を業務の完了とみなして前2項の規定を準用する。

(委託料の請求及び支払)

第5条 発注者は、委託料を受託者の請求により次のとおり毎月支払うものとする。

月額〇〇円

- 2 発注者は、前項の規定による書類を受理したときは、その日から30日 (以下「約定期間」という。) 以内に委託料を支払うものとする。

(支払遅延利息)

第6条 発注者は、自己の責めに帰すべき理由により、約定期間内に委託料を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払額に対して、年〇〇パーセント（注1）の割合で計算した遅延利息を受託者に支払うものとする。

ただし、その額が100円未満であるときは、これを支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（注1）令和7年4月1日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率とする。

(履行遅滞の場合における違約金)

第7条 発注者は、受託者が自己の責めに帰すべき理由により、毎日の業務を欠いた場合は、当該日数に応じ、契約金額から既成部分相当額を控除した額につき、年〇〇パーセント（注2）の割合で計算した違約金を徴収することができる。

（注2）令和7年4月1日において適用される会計規則第117条第1項で規定する違約金の徴収率とする。

(発注者の催告による解除権)

第8条 発注者は、受注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(発注者の催告によらない解除権)

第9条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 天災地変その他この契約締結後に生じた事情の変更により、委託業務の実施を継続する必要がなくなったとき。
- (2) 受託者の責めに帰すべき事由により、この契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規程に基づき発注者が行う調査を妨げ、若しくは同行の規程に基づき発注者が求める報告を拒み、又は第2条の規定による発注者の指示に従わなかったとき。
- (4) 受託者が正当な理由なくして、この契約の各条項に違反したとき。
- (5) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直

接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(受託者の催告による解除権)

第 10 条 受託者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受託者の催告によらない解除権)

第 11 条 受託者は、次の各号の一に該当するときは契約を解除することができる。

- (1) 委託業務の変更に伴い、委託金額が当初の委託金額の 3 分の 1 以下となるとき。
- (2) 第 3 条第 1 項の規定による委託業務の中止期間が委託期間の 2 分の 1 を越えたとき。
- (3) 発注者が正当な理由なくして、この契約の各条項に違反したとき。

(契約解除の場合における委託料の返還)

第 12 条 受託者は、第 8 条又は第 9 条の規定によりこの契約を解除された場合において、既に委託料の支払いがなされているときは、発注者の定めるところにより、委託料を返還するものとする。

2 受託者は、前項の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを発注者の定める納期までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年〇〇パーセント（注 3）の割合で計算した延滞金を発注者に支払わなければならない。

（注 3）令和 7 年 4 月 1 日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく遅延利息の率とする。

(契約解除の場合における損害賠償金)

第 13 条 受託者は、第 8 条又は第 9 条第 2 号から第 5 号の規定により契約を解除された場合は、これによって生じた発注者の損害を賠償しなければならない。

2 発注者は、第 10 条又は第 11 条の規定により契約を解除された場合は、これによって生じた受託者の損害を賠償しなければならない。

3 前各項の賠償額は、発注者、受託者協議して定める。

(秘密の保持)

第 14 条 受託者は、委託業務の実施に当たって知り得た内容を他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約期間の満了後及び契約解除後も同様とする。

(施設及び設備等の取扱い)

第 15 条 受託者は、委託業務の実施に当たり、発注者の施設、設備及び機械用具等について善良な管理及び注意をもって取り扱わなければならない。

(損害賠償)

第 16 条 受託者は、自己の責めに帰すべき理由により、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(権利の譲渡等)

第 17 条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときはこの限りでない。

(再委託等の禁止)

第 18 条 受託者は、委託業務の全部若しくは一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときはこの限りではない。

(不当介入に対する措置)

第 19 条 受託者は、受託者又はこの契約における再委託契約等の相手方が暴力団等から不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた場合は発注者に報告し、及び警察にも通報しなければならない。

(補則)

第 20 条 この契約に定めのない事項、又はこの契約について疑義が生じたときは、発注者、受託者協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、発注者、受託者記名押印して、それぞれその 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 岩手県
代表者 岩手県知事 達 増 拓 也

受託者 ○○○○○
○○
○○